

様式第13（第11条関係）

【書類名】 証明請求書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【証明に係る事項】

【交付方法】

【請求部数】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○—○○○○○
○」のように出願の番号を記録する。審判に係属中のものについては、「【事件の
表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○—○○○○○
」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記録
する。
- 2 「【氏名又は名称】」は自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。
法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄
を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。
- 3 「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号
】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファク
シミリの番号をなるべく記録する。
- 4 「【証明に係る事項】」の欄は、次の要領で記録する。
イ 「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記録した事項につい
て相違ないことを証明してください。」のように記録し、「【証明に係る書類名
】」の欄を設けて、記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と
記録する。また、記録されている特定の書類の証明を請求するときは「特許願（
明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」、「出願取下書」
、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類
名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「平成何年何月何日提出の

手続補正書」のように記録する。

- ロ 特許願の「出願日」、「発明の名称」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項の証明を求める場合は、「【証明に係る事項】」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明の名称」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」を記録する。
- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記録する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、証明書の交付を請求する数(部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記録する。
- 7 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第195条第8項ただし書(国際出願法施行規則第82条第2項で準用する場合を含む。)、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書(国際出願法施行規則第82条第2項で準用する場合を含む。)、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第12の備考1と同様とする。